

## 第24期 第27回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月13日(水) 13時30分から15時15分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(18人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(0人)

5. 説明員(1人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	17番 槌田 昌子 委員
		2番 宇野 幸太郎 委員

第2	議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第103号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

- 議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第105号 令和4年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（令和4年4月受付分）に関する意見について  
報告第147号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第148号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について  
報告第149号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第150号 相続税納税猶予の適格者証明書について  
報告第151号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について

### 第3 その他事項

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

#### 9. 会議の概要

事務局長

それでは、第24期第27回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。  
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。  
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号9番 森元 直紀委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。  
よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。  
それでは、初めに前回の定例総会での資料の訂正について、ご報告いたします。

< 資料訂正説明 >

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は北部選出の副会長であります森元 直紀委員をお願いいたします。  
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長

それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。  
本日は、全委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。  
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。  
次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。  
それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。  
会長、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。  
議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。  
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願ひします。  
では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願ひいたします。  
大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。  
本日の議事録署名人を指名いたします。  
17番 槌田 昌子 委員  
2番 宇野 幸太郎 委員  
よろしくお願ひします。  
それでは、ただいまから議事に入ります。  
議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺ひします。No. 1の伊香立南庄町につきまして、地元委員より、ご意見をお願ひします。

委 員 この物件には、管財人の弁護士がついており、先ほど事務局の説明にありましたように、譲受人は、ここから50mほど離れたところに家があり、頑張つてこの田、畑を作るとのことです。7月4日に現地立会しまして、そのような話を聞きましたので問題ないと思います。どうぞよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、No. 2の羽栗二丁目につきまして、地元委員より、ご意見をお願ひします。

委 員 譲渡人は草津市の方で、親から相続し、しばらくは農機具屋等からリースをして耕

作されておりました。ただ、介護職員で、そこまで手が回らないということから、近隣の譲受人、5ページの点がついているところが申請地で、その周囲を全て持っておられますので、圃場整備が完了するまで耕作するというので、とりあえずは草刈り等をして、来年の春には水稻の作付をしたいということです。6月25日に地元推進委員と一緒に確認して、問題なしということで判断しております。皆さん方のご意見等がありましたら、またお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長            それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長            それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長            挙手全員により、議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長            挙手全員により、議案第102号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第103号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局           (事務局、資料に基づき説明)

議 長            6月23日に実施いたしました現地調査については、一日立会委員に赴いていただきました。

ただし、今回の案件については、No. 1を除いた No. 2から No. 4について、現地調査に行っていただきました。

それでは、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員よりご報告をお願いします。

委 員            6月23日に行ってまいりました、議案第103号の No. 2に関してご報告申し上げます。

この土地につきましては、現地写真を見ていただいたらご理解いただけるかと思

うのですが、植林ということです。山に沿っており、内容的に、今からここを耕しているんなことをするための条件にも合わない、また道も非常に狭くなっており、なかなか耕作には向かないとも思っています。近辺にもこういう農地がたくさんありますが、ほとんど畑作として使われており、水稻をするような状況ではないのが随分続いていたように見えます。

そういうことから考えましても、植林が妥当な判断かとも思いますので、ご審議お願いいたします。

それから、No. 3の件ですが、何回も道路の工事等の土砂を一時保管するなど、転用がされずにそのまま使われていた状況です。非常に問題もあるわけですが、今までそれを延ばし延ばしにしてきたことを今回はきちんと申請して、用途に合わせることで、特に問題ないと思っておりますので、ご審議お願いいたします。

No. 4につきましては、その No. 3の土地の続きのもので、内容的にほぼ同じという状況です。そういうことですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の和邇今宿につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 この案件は、10数年前から今の状態で、15ページの顛末書にも事情が詳しく書かれているように、当人がそもそも地上げを進めていったわけではなく、下水道の工事などで近隣の方への協力要請があつたことだということです。今回、遅くなりましたが、改めてきちんと整理をしたいと申請され、確認したところ、周囲には一切影響はありませんので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 2の北大路三丁目につきまして、地元委員のご意見をお伺いします。

委員 一日立会委員も申されたとおりでございまして、何ら問題ないと思料いたします。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 3及び No. 4の大石富川町ほかにつきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 24ページを見ていただきますと、No. 3、No. 4は続きの土地で、もともとは茶畑をされていたということです。〇〇橋というのがありますが、この橋のところは422号線です。このもう少し南東のほうに行くと〇〇トンネル。そのトンネルの土をここに、土木事務所が仮置きしたということになっています。地権者にそのよう

な話があって、了承のもとされたいのですが、畑ですので、その時に農地転用の手続きをとらなければいけないはずが、事務局が調べたところ、当時の土木事務所からの申請はなかったということです。

私は近隣をよく通るものですから、何がどうなっているのか、近隣の方に話を聞きました。そしたら〇〇さんと〇〇さんの所有でという話をしました。この3か月ぐらい前ですか、私のところに〇〇市議の〇〇さんが見えたので、状況を聞いたところ、早速、農転申請して処理したいという話をされ、事務局にも足を運ばれ、今回の申請となりました。

現地は、この422号線、〇〇川の下側で、既に埋め立てられており、元に戻すこともできません。たまたま露天資材置場として借りたい方がおられ、話がまとまっております。〇〇橋の東側にキャンプ場がありますが、これは去年、キャンプ場の農転の申請があり、許可されております。入る道が一つしかなく、ダンプなどの仮置き場や露天資材置場などのため、その辺はキャンプ場の方々と必ず調整して、支障のないようにしてくださいということは念押ししておきました。

土地自体は何の変更もなく、そのままの平地で使うとのことですので、問題はなにかと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。

事前に質問がありましたので、事務局から回答をお願いします。

事務局

事務局です。回答する前に1点、先ほど大石富川の件で地元委員の発言の中で、〇〇市議という話がありました。が正しくは市議のご兄弟です。

事前に質問がありましたので、それに対して説明等をいたします。

まず、議案第103号のNo. 1. 4条許可申請のNo. 1、お手元の資料で言いますと15ページの顛末書の中の、2番という項目です。平成5年から6年頃に市道の下水道工事のための迂回路及び資材置場として使用ということから、当該工事の発注者は市であると思われることから、市が一時転用の許可申請を行っていたのか、との質問がありましたが、まず、当時は市ではなく町でした。大変古いため、当時の記録はなく、詳細は不明であり、今となっては分かりかねるという答えです。

もう1点、当該申請者は元農業委員であったことから、農地法を熟知していないことはあり得ないのではないかということ、これについては同じ15ページの顛末書、最後の段の「上記土地は農地ですが、当時の私は農地法を熟知しておらず安易に土砂搬入を受け入れ、結果、無断で転用してしまいましたことを深くお詫び申し上げます。」という部分についてです。ここの部分ですが、申請者については、平成26年7月から農業委員を2期つとめ、現在は推進委員であり、顛末書の一番下から4行目の「当時の私」の当時とは、それ以前の時期と解釈できるかと思います。

ですから、申請者は現場が農地転用された当時は農地法の知識はあまりなかったと思われる。回答としては以上です。

議 長

それでは、ほかに何かご意見・ご質問はありますか。



委員

103号の No. 3について教えていただきたいのですが、22年前から土木事務所が入っておきながら先念ということがあっていいものかということと、私自身が農地を相続したことで農地が農地のまま使われているかどうかという確認作業をしたのですが、子どもに相続されるまできちんとそういうことに気づかないという状態に農地を置いておくことはどうかと思ひまして、こういう案件は、正直、相続問題がかかってくる年代の方がたくさん増えることによって、これからもっと出てくる問題ではないかというのをすごく懸念するので、22年も前からこういう状況、転用申請をしていなかったということに対して、一応農地法という法律の下なので、何年内に申請しなさいとか、そういう決まりがあったりとかするのか、そういうところを教えてくださいたく、お願いします。

事務局

まず、特に県や市など、行政が関与している件について、農地転用の手続ができてなかったというケースが増える可能性は確かにあると思ひます。

あと、何年内にということについてですが、農地法の中では何年以内に農地転用の手続をしなければならない、ということはもちろんない、本来は事前に申請をして、許可を得て転用行為をするものであり、今回何件もあります、顛末案件はあくまでも農地法上の違反を将来に向かって解消する、あくまで農地法違反の解消方法であり、最高裁の判例の中でも認められています。

ですから、本来は転用前に申請をするものであるということ、ご理解いただいているとおりで。以上です。

事務局長

少し補足します。

大石富川の物件については、滋賀県大津土木事務所が国道整備という中でやっており、当時の県、国の認識として、仮置き場に届出が必要かという認識がまずもって薄かった。平成19年あたりからは、災害規定以外は一時転用の届けをするという認識になってきており、昔、道路工事などがよくこういう形でありましたので、その名残というのが、これから相続されたり、調べるなかで、出てくることは予想されます。

そしてもう1点、先ほど事務局から、〇〇委員の発言で、申請人の〇〇氏、この方は〇〇市議の兄弟に当たるのですが、〇〇委員と話をしていたのは、その委任を受けた兄弟の〇〇市議の〇〇さんとお話されていますので、説明の中での話をしましたというのはそのとおりで。以上、少し訂正をさせていただきます。以上です。

議長

ほかに何かご意見ございませんか。

委員

この No. 2ですが、ぱっと見ると何筆かに分かれているような気がするのです。21ページのA-A断面図とありますが、段差になっています。これは段差になっている1筆の田んぼなんですか。

事務局

おっしゃるとおり、もともと数枚の田に分かれていたので段々にはなっているの

すが、大きい1筆です。以上です。

事務局長 補足させてもらいます。この辺りの田は大体段々になっています。この田は一つの筆ですが、ずっとこの上の山からなっていて、委員が言われたとおり、この周り、特に北、西のほうは全部森林になっていて、だんだんと東側に下がっているという状態です。

ここでは3段の段にはなっていますが、一つの田という形でもとより耕作をしておられて、今はそれがもう林と化している状態です。

議 長 ほかに何かございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。  
No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第103号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第103号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第103号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.3は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議に諮問し、許可妥当との答申を受ければ、許可いたします。  
続きまして、No.4につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第103号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.4は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議に諮問し、許可妥当との答申を受ければ、許可いたします。



続きまして、議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 事務局からの説明がありましたとおり、No. 1及びNo. 2は今回議題といたしません。

それでは、6月23日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括して報告をお伺いします。

委員 第5条のNo. 3、譲受人が〇〇の件です。これまでの駐車場が手狭になっていることから、すぐ下にある農地を今回買い受けて駐車場にするというものです。別段、近隣に農地等もなく、排水についても特に問題ないと判断しておりますのでご審議をお願いいたします。

No. 4の件ですが、譲受人は〇〇という金属加工の会社です。現地写真が61ページにありますが、〇〇の向かいにある四角い田んぼで、農作業をするにはちょうどいい土地だと思うのですが、工場用地として今回買い受けるということです。一番問題になりますのは、こういう金属加工なんかの場合ですと、どのように排水が出るか。例えば、油分とかそういうものが出るかということが心配されたのですが、そういうものは一切出ないということですし、排水についても一応、集水桝をつくり、それから排水するという事です。また、裏側に農道があり、この農道との境に用水路がありますが、これについてはきちんとカバーをして、問題ないように処理するという話でした。そういうことですので、特に問題ないと思いますので、審議をよろしくお願いします。

No. 5は現地調査をしておりませんので説明はパスして、No. 6につきましても、特に大きな問題がないと考えております。No. 6とNo. 7ともに〇〇が露天資材置場として使うということですので、審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 3の和邇北浜及びNo. 4の和邇今宿につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 No. 3とNo. 4については、先ほど一日立会委員が説明されたとおりで、特に補足することはありませんので、ご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 5の仰木二丁目つきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 当該地ですが、譲渡人が数年前に相続され耕作困難なことから譲受人が小作をして

おられました。そこに75ページの顛末書にもありますとおり、令和2年頃、田んぼが埋まってしまった頃から整備をされ、71ページの現状の写真のような状態になっております。ここをもう一回田に戻されても、譲渡人が耕作できないことから、地元の地元推進委員と現地確認して、譲受人からいろいろ事情と、現状のままで資材置場として利用するという事でお聞きしております。

なお、農業用水路として、地図でいうと69ページのインターの少し上流部まで細い川があります。この下も棚田が広がっていて、農業用水池がありますので、今後、農地転用が済み、話がまとまりましたら、この計画どおりに事業されるかどうかというのをもたずっと見守っていきたいなと思っていますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 6の関津一丁目及び No. 7の関津三丁目につきまして、地元委員に一括してご意見をお伺いします。

委員 No. 6につきましては、一日立会委員もおっしゃったように、このあたりは国道422号線の整備計画等で全て整備されておりますので何ら問題ないかと思いますが、No. 7につきましては、資料の85ページを見ていただきますと分かりますように、真ん中の黒い筋が里道です。この〇〇番地、〇〇番地のきわの国道422号線から入っていく形で2mの里道があり、水路に沿って獣害防止のフェンスを張っていることから、この〇〇番地の所有者、〇〇番地、〇〇番地の所有者にも事前に説明をするようにとのことで、少し厄介なところかなという感じはしておりますが、申請等が通れば、また私どものほうも確認はしたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

No.3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は、許可することに決定いたします。

続きまして、No.4につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。

続きまして、No.6につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。

続きまして、No.7につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第104号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第105号 令和4年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（令和4年4月受付分）に関する意見についてを議題といたします。それでは、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 （農林水産課 説明）

事務局 （事務局、資料に基づき説明）

議 長 事前に質問がありましたので、事務局から回答をお願いします。

事務局 質問に対して説明をします。

No. 1についてです。今回の申請者、開発者は〇〇、所有者は〇〇で、その方が所有される家屋敷や農地を全て廃却される予定なのかという質問です。

そのことにつきましては個人情報につき、この場での回答については控えさせていただきます。

なお、今後の予定ですが、別の話になるのですが、事務局長からこの総会の審議にかける前に既に意見しており、申請者は農地法第5条に基づく許可申請をする予定であることを補足いたします。以上です。

議 長           ほかに何かご意見・ご質問はありますか。

委 員           No. 1の〇〇の計画についてです。これはバイパスのところから、高い山のように盛っておられるという現状ですが、この図面には高さなど何も書いていませんが、どの程度の高さにされるのか。この〇〇線をまたいで計画が入っています。〇〇川の方へも盛るようになっていきますし、そういう計画など、分かるのでしょうか。

農林水産課       どれぐらいの高さになるのか、私どもはそこまで聞いておらず、計画としては、この資料No. 1の10ページの図面が私らの把握している全てになります。

委 員           盛土高がものすごく高くなってきたら、隣地のところまで土が流れるかもしれないでしょう。今でも、〇〇さんの近所まで土が盛ってあり、〇〇さんところまで流れているのではないかと。推測なのだが。

農林水産課       ここからは土が流れているのではないかとということですか。

委 員           そうです。今現在です。

事務局長       不法投棄関係の課にいたので、ここの現状はよく存じております。今の計画位置のところは山林化しており、今現状であれば〇〇さんのところに土砂が流れるということとはなかったです。これよりも西側に通路があるのですが、その通路から不法投棄盛土になっていたところの土砂、ちょうどインターと今の申請地の間に通路があるところからは昔にどんどん流れていたことがあります。そういったことをしないように、〇〇がその不法投棄物を回収して整備をしながらやっております、今現在のところはそういった苦情というものは出ておりません。

ただし、こういう整備をしていくと、開発調整課も当然調整し、今後ここについては車両待機置場と、その調整池ということで一旦は沈砂もして、土砂が川のほうに流れないような形にはなってくると思います。よろしく願います。

委 員           後々、周りの隣地に土が流れたと、盛土をすれば流れるに決まっているということはないけれども、流れる可能性がある。そういうことから、あとから問題が起これないように、できることなら指導していただきたいと思います。

事務局長       分かりました。これは関係各課にもそういう形で伝えていきたいとは思っています。

議 長           ほかに何かご意見・ご質問ございますか。

委 員           〇〇、今ネットで見ると廃棄物の処理とか汚染土壌の処理をされているようなのですが、今まで何かコンプライアンス上で問題を起こされたこととか、そういう経歴はありますか。そこだけ少し心配なので。

事務局長       この立場で言うのも何なのですが、以前にコンプライアンス上であれば、四国のある島に不法投棄の場所がありまして、その不法投棄の処理を〇〇が一定の手続を経ずに契約をしてしまったということがあります。

委 員           逆に汚染物質をどこかに捨てるとかそういう問題は起こしてないと。

事務局長       その問題は現在のところありません。

委 員           分かりました。ありがとうございます。

議 長           ほかに何かご意見・ご質問ございますか。

(なしの声)

議 長           それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。

令和4年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（令和4年4月受付分）のNo. 1和邇中浜について、回答案のとおり、意見なしで回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手多数により、議案105号のうち、No. 1の和邇中浜については、回答案のとおり大津市あてに回答することにいたします。

続きまして、令和4年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（令和4年4月受付分）のNo. 2桐生三丁目について、回答案のとおり、意見をつけて回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長           挙手全員により、議案第105号のうち、No. 2の桐生三丁目については、回答案のとおり大津市長あてに回答することにいたします。

ここで、議案の審査を終了します。

それでは、続きまして報告案件です。報告第147号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第148号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第149号 農地法第18条の第6項の規定による通知について、報告第150号 相続税納税猶予の適格者証明書について、報告第151号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出についてについて、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)  
(事務局、集計報告)

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、以上をもちまして、報告案件を終了します。そのほか、何かありましたらお願いします。

(事務局説明)

議長 その他の発言は何かございますか。

(その他の発言)

議長 よろしいでしょうか。  
それでは、これをもちまして、農地系の案件は終了します。  
引き続き、農業振興係から何点か連絡事項がありますので、よろしく申し上げます。

事務局 (事務局説明)

議長 ただいまの説明について、何かご意見等がございましたらお願いいたします。  
ないようでしたら、副会長、よろしく申し上げます。

副会長 以上をもちまして、第24期第27回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項等を終了いたしました。皆様、どうもありがとうございました。これにて閉会いたします。



# 議事録署名委員

議 長 (田中 謙一 委員) 印

委 員 (槌田 昌子 委員) 印

委 員 (宇野 幸太郎委員) 印